○小城市危険空き家等除却補助金交付要綱

平成31年3月29日 告示第46号 改正 令和2年2月26日告示第15号 令和3年3月17日告示第30号 令和3年5月1日告示第73号 令和4年4月1日告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、小城市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例(平成27年小城市条例第53号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する空家等を除却する者に対し、条例第10条の規定に基づく支援等を実施するもので、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則(平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において使用する用語の意義は、条例の例による。 (補助対象となる空家等及び補助金の額)
- 第3条 補助対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)及 び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した額に1万円 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 補助対象空家等の所有者(法人を除く。)
 - (2) 前号に規定する者の相続人
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象空家等の除却についての同意を得た者(法人を除く。)

- (4) 区分所有の長屋の場合にあっては、他の区分所有の長屋の所有 者全員又は相続人全員の除却についての同意を得た所有者等
- (5) 前各号に規定する者のほか、市長が特に認める者
- 2 補助対象者は次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者 に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該 当する者は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) この補助金の交付を受けたことがある者
 - (2) 不動産販売又は不動産貸付けの業のために除却を行う者
 - (3) 当該補助金と同様の国又は県の補助金等を受けている者
 - (4) 市税等を滞納している者
 - (5) 補助対象空家等が共有の場合で、共有名義人全員から当該空家

等の除却についての同意を得られない者

- (6) 補助対象空家等に所有権以外の権利(賃借権を含む。)の設定 がある場合において、当該権利者から当該空家等の除却についての 同意を得られない者
- (7) 前各号に規定する者のほか、市長が適当でないと認める者 (令3告示73・一部改正)

(補助対象工事)

- 第5条 補助対象工事は、補助対象者が発注する補助対象空家等の除却工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けた者で市内に所在地を有する個人事業者及び市内に本店、支店又は営業所等を有する法人に請け負わせる工事とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、 補助対象工事としない。
 - (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
 - (2) 補助対象空家等の一部を除却する工事
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める工事 (補助対象経費)
- 第6条 補助対象経費は次に掲げる措置に要する費用とする。
 - (1) 建物等の除却
 - (2) 除却に係る廃材等の運搬及び処理
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める措置
- 2 補助対象経費を延べ床面積で割った 1 m² 当たりの額について、国が定める標準建設費の除却工事費(補助金の交付決定時点の額)を超える場合にあっては、補助対象経費は国が定める標準建設費の除却工事費に延べ床面積を乗じて得た額とする。

(事前調査)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事前調査申込書(様式第 1号)を提出し、市が実施する事前調査を受けなければならない。
- 2 前項の事前調査申込書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 建物及び土地の登記事項証明書の写し(建物の未登記の場合は、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し)
 - (2) 第4条第1項第2号に該当する場合は、申込者が相続人である ことを証する書類及び確約書(様式第2号)
 - (3) 位置図及び外観写真
 - (4) 工事見積書(工事内容の内訳明細が付いたもの)
 - (5) 補助対象工事を請け負う事業者の許可・登録を証する書類
 - (6) 跡地の適正な管理及び暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)
 - (7) 除却同意書(様式第4号)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- 3 第1項の申込みがあったときは、現地調査を行い、その結果を事前 調査結果報告書(様式第5号)により通知するものとする。

(令2告示15・令3告示73・一部改正)

(補助金の交付申請)

- 第8条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第6 号のとおりとする。
- 2 前項の補助金等交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。 ただし、事前調査申請書に添付した書類については省略することができる。
 - (1) 事業計画書(様式第7号)
 - (2) 建物及び土地の登記事項証明書(建物の未登記の場合は、固定 資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し)
 - (3) 第4条第1項第2号に該当する場合は、申請者が相続人である

ことを証する書類及び確約書(様式第2号)

- (4) 位置図及び外観写真
- (5) 工事見積書(工事内容の内訳明細が付いたもの)
- (6) 補助対象工事を請け負う事業者の許可・登録を証する書類
- (7) 税金等の未納がないことを証する書類
- (8) 跡地の適正な管理及び暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)
- (9) 除却同意書(様式第4号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類 (令3告示73・一部改正)

(補助金の交付決定)

第9条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第8号 のとおりとする。

(令3告示73·一部改正)

(事業内容の変更)

- 第10条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更(中止・廃止)承 認申請書は、様式第9号のとおりとする。
- 2 前項の補助金等変更(中止・廃止)承認申請書に添付する書類は、 次のとおりとする。
 - (1) 変更内容が確認できる見積書等の写し(変更内容明細等の付いたもの)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- 3 規則第9条第3項に規定する補助金等変更(中止・廃止)決定通知 書は、様式第10号のとおりとする。

(令3告示73·一部改正)

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第11号 のとおりとする。

- 2 前項の補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書(様式第12号)
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 事業施工前及び施工後の写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から 30日以内又は当該交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日と する。

(令3告示73・一部改正)

(補助金の交付額の確定)

第12条 規則第14条に規定する補助金等交付確定通知書は、様式第13 号のとおりとする。

(令3告示73·一部改正)

(補助金の請求)

- 第13条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 14号のとおりとする。
- 2 前項の補助金等交付請求書の提出期限は、前条の通知があった日から30日以内とする。

(令3告示73·一部改正)

(交付決定の取消し等)

- 第14条 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した ときは、危険空き家等除却補助金交付取消通知書(様式第15号)によ り通知するものとする。
- 2 規則第19条第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、危険 空き家等除却補助金返還命令書(様式第16号)により通知するものと

する。

(令3告示73・一部改正)

(跡地の管理)

- 第15条 補助金の交付を受けて補助対象空家等を除却した所有者等は、雑草等の繁茂、廃棄物の投棄等及び周辺の環境に影響を及ぼすことがないよう跡地を適正に管理し、また市より是正を求められた場合は速やかに是正内容を実行し、周辺環境に配慮しなければならない。 (その他)
- 第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則
 - この告示は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年2月26日告示第15号)
 - この告示は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年3月17日告示第30号)
 - この告示は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年5月1日告示第73号)

附 則(令和4年4月1日告示第35号)

この告示は、公布の日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

(令3告示30・一部改正)

以下の要件を全て満たし、次の対象要件①から③のいずれかに該当する空家等

- ・個人が居住を目的として建築又は購入し、1年以上の居住がない市内に存在する建物であること。
- ・賃貸、分譲、別荘等を目的とした建物でないこと。
- ・同一の敷地内に居住の用に供されている住宅がないこと。
- ・併用住宅にあっては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること。
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと

	対象要件	補助金の額	限度額
1	昭和56年5月31日以前に建築された空	補助対象経費	50万円
	家等	の2分の1	
2	住宅地区改良法(昭和35年法律第84	補助対象経費	100万円
	号) 第2条第4項に規定する不良住宅	の 5 分の 4	
	として、住宅の不良度の測定基準(別		
	表1-1)の合計点数が100点以上と判		
	定された空家等		
3	空家等対策の推進に関する特別措置法	補助対象経費	50万円
	(平成26年法律第127号) 第2条第2項	の2分の1	
	に規定する特定空家等と市が認定した		
	空家等		

*複数の対象要件に該当する場合においては、③を優先し、次に②、 ①の順番で適用するものとする。ただし、自治会が土地を取得し、跡 地を公共の用に供する場合においては、②を優先し、次に③、①の順

番で適用するものとする。

別表 1 — 1

判定区分			評定内容	評	計
		項目		点	
1	構造一	①基	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉	10	
	般の程	礎	石であるもの		
	度		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がな	20	
			いもの		
		②外	外壁の構造が粗悪なもの	25	
		壁			
2	構造の	③基	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が	25	
	腐朽又	礎	腐朽し、又は破損しているもの等小修理		
	は破損	,	を要するもの		
	の程度	土	ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜	50	
		台	が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損		
		,	しているもの、土台又は柱の数箇所に腐		
		柱	朽又は破損があるもの等大修理を要する		
		又	もの		
		は	ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損	100	
		は	又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの		
		り			
		④外	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損	15	
		壁	により、下地の露出しているもの		
			ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損	25	
			により、著しく下地の露出しているもの		
			又は壁体を貫通する穴を生じているもの		
		⑤屋	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれが	15	

		根	あり、雨もりのあるもの				
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるも	25			
			の、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの				
			又は軒のたれ下がったもの				
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50			
3	防火上	⑥外	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10			
	又は避	壁	ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3	20			
	難上の		以上あるもの				
	構造の	⑦屋	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10			
	程度	根					
4	排水設	⑧雨	雨樋がないもの	10			
	備	水					
備	備考 ①から⑧の評定項目につき該当評定内容が2又は3あ			合計			
る場合においては、当該評定項目についての評点は、当該					点		
	評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。						